

議案第13号

鹿児島県安心こども基金条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県安心こども基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県安心こども基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県安心こども基金条例（平成21年鹿児島県条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

鹿児島県安心こども基金の設置期間を延長するため、所要の改正をしようとするものである。